

岩手県告示第 236 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
金子歯科医院	盛岡市肴町 4 番 25 号	平成 19 年 3 月 9 日
及川皮膚科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢 10 番地 10	平成 19 年 2 月 1 日